

公立施設が国立施設に期待するのは「先駆的事業の開発・普及」と「指導者養成・職員研修」
 民間施設が国立施設に期待するのは「調査・研究」と「情報提供」

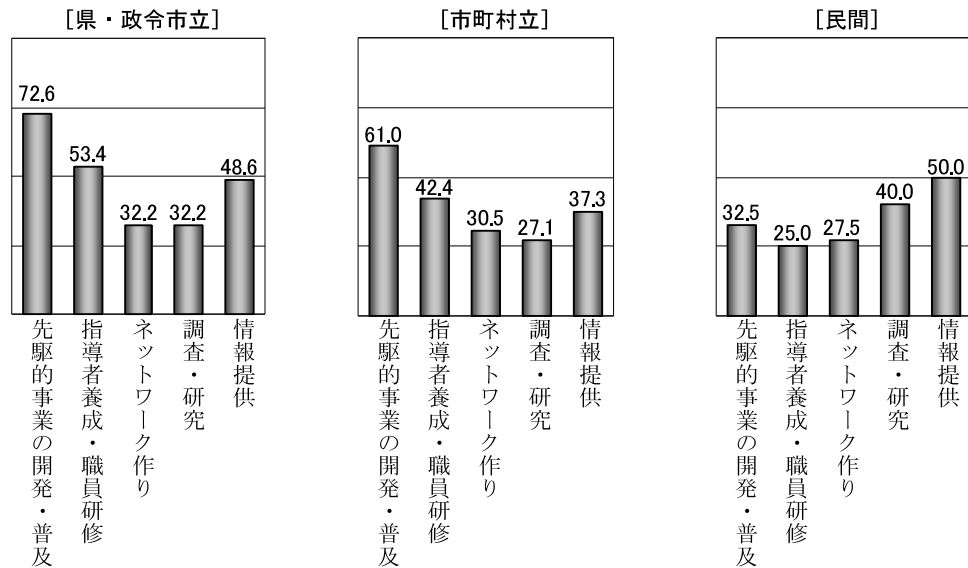


図13. 公立・民間施設が国立施設に期待すること (公立施設のみ・設置主体別・単位は%)

○公立施設では、国立施設に「先駆的事業の開発・普及」と「指導者養成・職員研修」に期待する施設の割合が高いのに対し、民間施設では「調査・研究」と「情報提供」に期待する施設の割合が高くなっている。

3. 指定管理者制度をめぐる状況

指定管理者制度の導入率は、県立・政令市立で約4割、市町村立で約2割

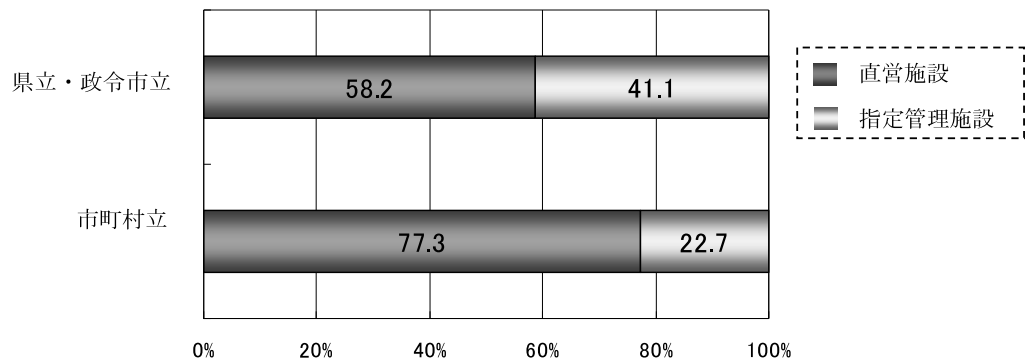


図14. 直営施設・指定管理施設の割合 (公立施設のみ・設置主体別・単位は%)

○指定管理者制度を導入している施設の割合は、県立・政令市立では41.1%、市町村立では22.7%となっている。

○今後1～2年以内に、指定管理者制度の導入を予定しているのは、県立・政令市立では14.6%、市町村立では7.6%となっている。

調査対象

青少年教育施設 (368施設)

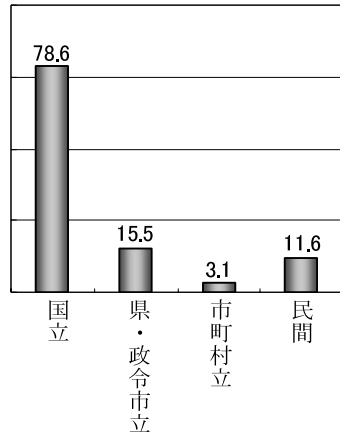
独立行政法人国立青少年教育振興機構の教育施設 (28施設)、社団法人全国青少年教育施設協議会加盟施設 (249施設)

独立行政法人国立青少年教育振興機構HP「青少年活動場所ガイド」に登録されている民間施設 (91施設)

青少年教育関係団体 (261団体)

特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会加盟団体 (223団体)、社団法人中央青少年団体連絡協議会加盟団体 (38団体)

調査・研究活動を行っているのは、国立施設が中心



○青少年教育に関する調査・研究活動を行っている施設の割合では、国立施設が、公立・民間施設の割合を大きく上回っている。

図10. 調査・研究活動を行っている割合(設置主体別・単位は%)

国立施設の情報を活用しているのは、県立・政令市立が中心

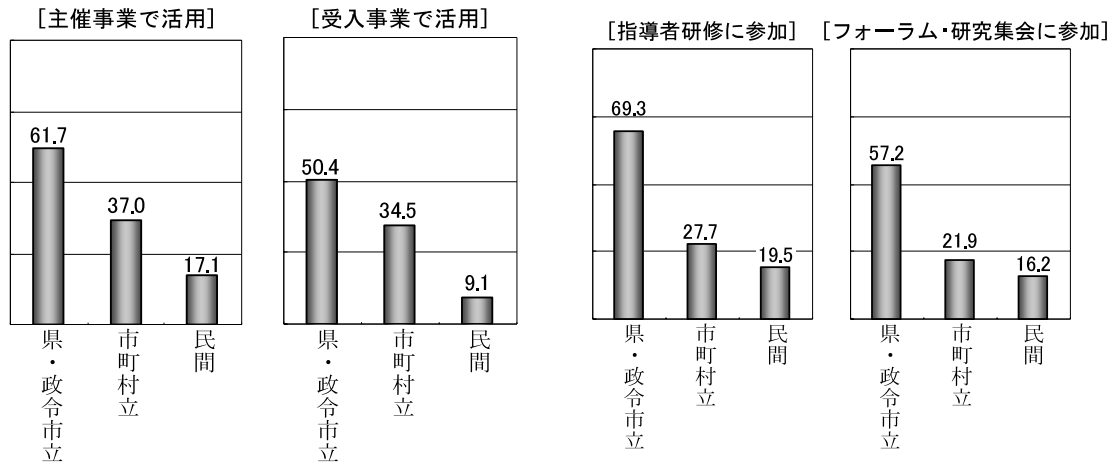


図11. 平成17年度以降に国立施設の発信した情報を活用した割合
(公立施設のみ・設置主体別・単位は%)

図12. 平成17年度以降に国立施設の主催する事業に参加した職員がいる割合
(公立施設のみ・設置主体別・単位は%)

○平成17年度以降に国立施設が発信した情報を活用している施設の割合では、県立・政令市立が、市町村立・民間の施設を上回っている。

○平成17年度以降に国立施設の指導者研修やフォーラム・研究集会に参加している施設の割合についても、県立・政令市立の割合が最も高くなっている。

国立施設では主催事業の対象・テーマが多様

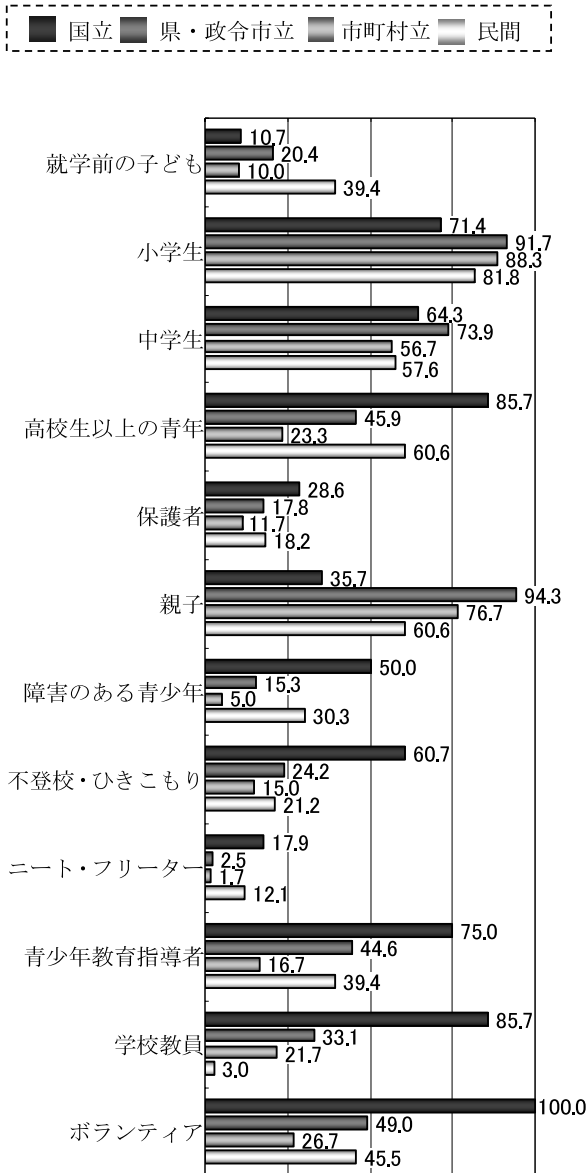


図8. 主催事業の対象（設置主体別・単位は%）

- 国立施設では、「指導者養成（ボランティア・学校教員を含む）」や「特定の状況にある青少年への対応」に関する事業を行っている施設の割合が高い。
- 国立施設は、公立・民間施設に比べて、幅広い対象・テーマで主催事業が展開されている。

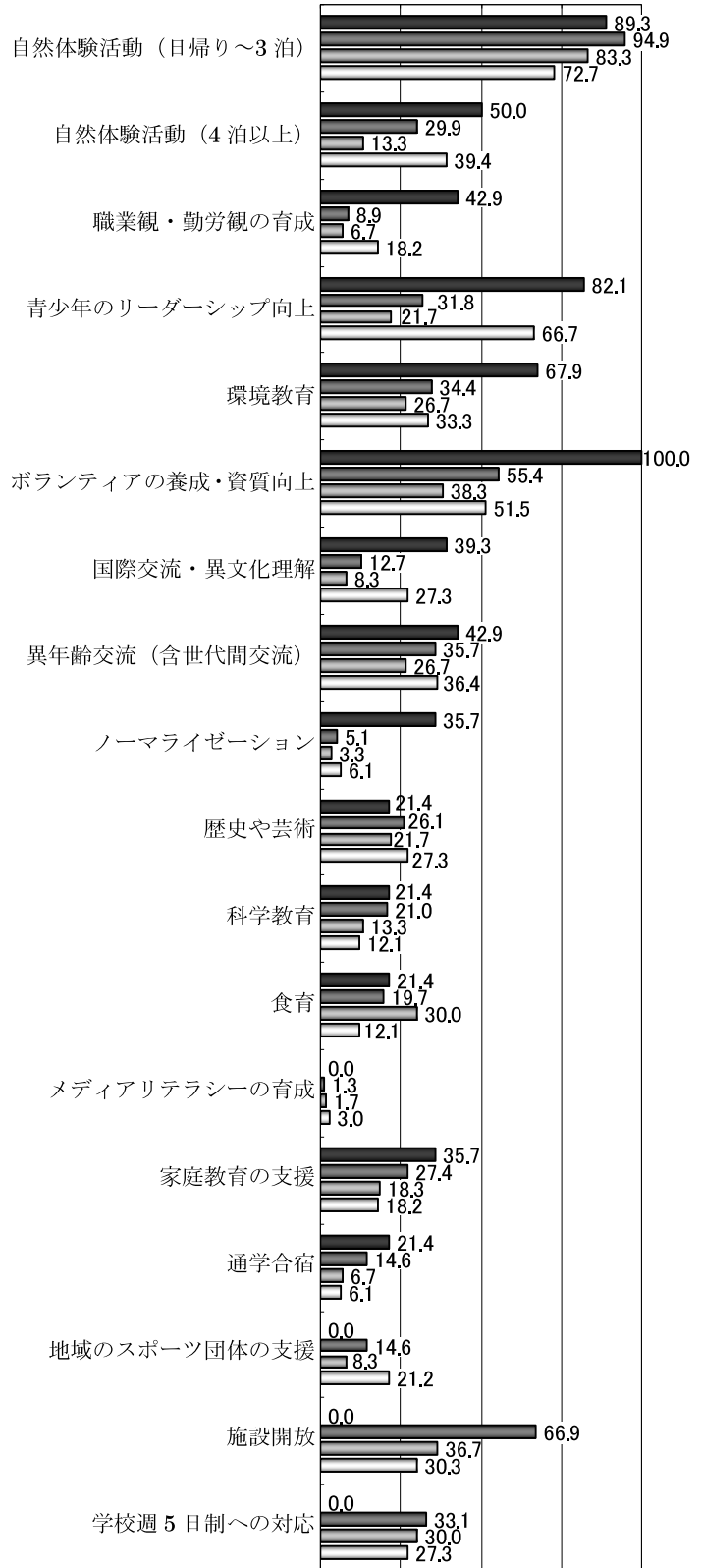


図9. 主催事業のテーマ（設置主体別・単位は%）

国立施設の特色と役割

国立施設の主催事業は宿泊型事業が中心

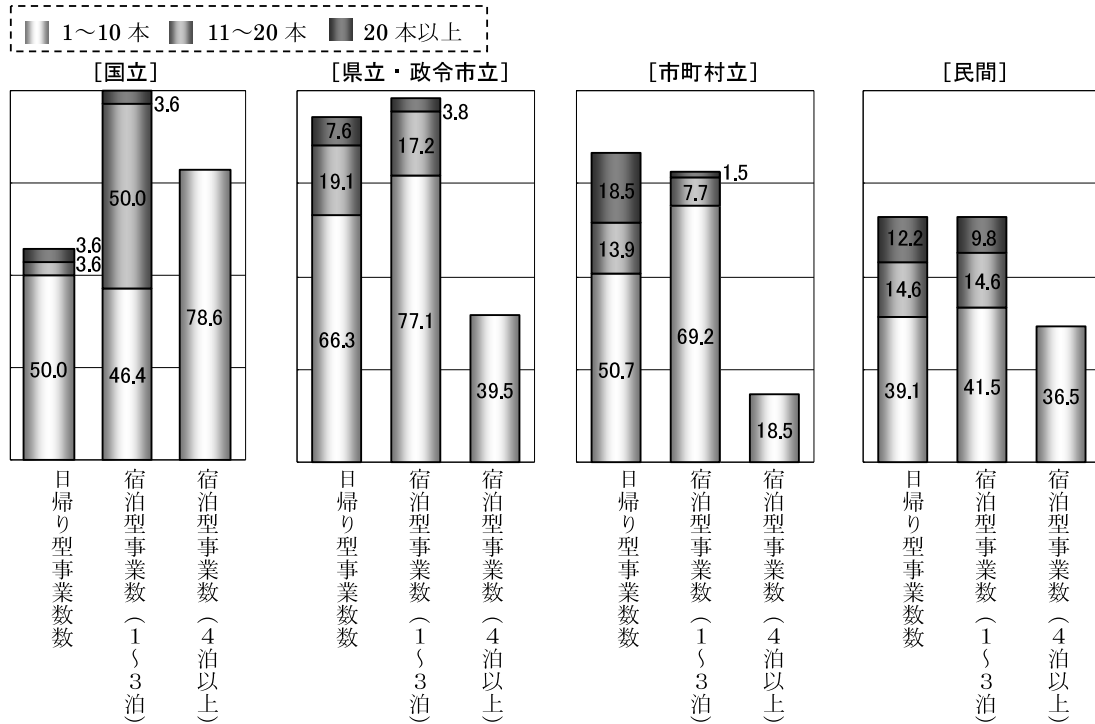


図7. 年間の主催事業数 (設置主体別・単位は%)

- 国立施設の日帰り型事業数は、公立・民間施設よりも少ない傾向が見られるが、宿泊型事業数では、公立・民間施設よりも多い傾向が見られ、宿泊型事業が主催事業の中心になっている。また、4泊以上の長期宿泊型事業を実施している施設の割合は、公立・民間施設を大きく上回っている。

うえんべつ
雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウスについて

【概要】

財団法人コカ・コーラ教育・環境財団が原資を拠出し、北海道夕張郡栗山町及び地元の特定非営利活動法人（NPO法人）とともに、栗山町の廃校「雨煙別小学校」を環境教育や文化スポーツを体験学習する宿泊型施設として再生させたもの。（2009年に活用を開始。）

施設運営は、財団と栗山町、教育委員会、NPO法人が共同で設置したプロジェクト協議会のもとで行われている。

同施設を拠点とした環境教育プログラムは、財団と教育委員会、NPO法人が協力して開発・実施しており、また、指導者の養成や施設の管理運営のための人材派遣等において栗山町や教育委員会が支援を行っている。

所在地：北海道夕張郡栗山町雨煙別1番地4

敷地面積：8,604 m²

建築面積：1,351 m²（木造、2階建て）

宿泊部屋数：4部屋（団体利用用）

※ その他に宿泊が可能な指導者室あり

収容人数：80名

主要設備：食堂、炊事場、浴場、多目的教室（講堂）資料展示研修用スペース

利用料金（一泊当たりの料金/食事無し）

：学校・青少年団体

幼児 900円 / 小・中学生 2,200円 / 高校生以上 2,500円

その他・団体・グループ

幼児 1,000円 / 小・中学生 2,500円 / 高校生以上 2,800円

※ 朝食 500円～1,000円、昼食 650円～1,500円、夕食 1,000円～



《財団法人コカ・コーラ教育・環境財団》

名称：財団法人コカ・コーラ教育・環境財団

監督行政庁：文部科学省

許可日：2007年6月25日

所在地：東京都港区六本木6-2-31

◆概要

2007年6月に37年継続していた日本コカ・コーラボトラーズ育英会と14年継続していたコカ・コーラ環境教育財団の事業を継承し、一元的に運営、推進できる母体として設立。心豊かでたくましい人づくり（Healthy Active Life）を理念とし、環境教育、教育支援、スポーツ教育を柱とした貢献事業を企画、提供。

◆主な事業内容

- ・教育・スポーツ分野における青少年および指導者の育成事業
- ・教育・環境保全及び国際交流分野における青少年等の活動への顕彰・支援
- ・青少年に対する教育支援

茨城県立白浜少年自然の家について

【概要】

昭和54年1月に開設された県立施設で、県都水戸市から南に約50km、北浦湖畔行方市白浜の地に位置している。周辺の自然環境を活かした企画事業等が人気を集めており、年間約6万人に利用されている。平成18年度より、茨城県が100%出資する財団法人茨城県教育財団が指定管理者として管理運営を行っている。

所在地：茨城県行方市白浜1466

敷地面積：133,359.91 m²

建築面積：4,978.82 m²

宿泊部屋数：24人部屋8室、6人部屋4室、
8人部屋8室、指導者室4室

収容人数：本館 320名、キャンプ場 198名

主要設備

：研修室（大・小）・会議室・体育館・創作館（1・2）・保健室・いろいろの家・野外炊飯場・鉄板焼場・食堂（280人）・大浴室・運動広場・冒険の森

利用料金

： 宿泊

児童・生徒（小・中学生） 180円／ 青年等（高校生～24才） 350円
／ 一般（25才～） 880円

日帰り

児童・生徒（小・中学生） 30円／ 青年等（高校生～24才） 80円
／ 一般（25才～） 180円

※ 幼児 無料

※ シーツ洗濯料 無料

※ 朝食 370円、昼食 500円、夕食 610円



《自主事業：「来て 見て ためそう」》



平成20年より、夏休みに1泊2日の日程で、小学校4～6年生及び中学生を対象に実施。霞ヶ浦や鹿島灘などの雄大な自然の中で、カヌー体験や地引き網などの本格的な自然体験活動ができることで人気を集めている。

国立青少年の家の利用料金について

- (1) 施設使用料・・・学校・青少年・青少年教育関係者は無料
※一般利用者が宿泊する場合は1人1泊250円

- (2) シーツ等洗濯費用・・・1人200円

- (3) 食費・・・中学生以上：3食1,600円
小学生：3食1,560円
未就学児：3食1,200円
※沖縄青少年交流の家は、中学生以上：3食1,950円
小学生以下：3食1,920円

- (4) その他実費・・・材料費等

平成20年1月 中央教育審議会答申(抜粋)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善について(答申)

7. (5) 体験活動の充実

- 子どもたちは、他者、社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識がはぐくまれる。また、自然の偉大さや美しさに出会ったり、文化・芸術に触れたり、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することは、社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎を形成するものである。

- このように、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動といった体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりという点で極めて重要である。これらの体験活動の充実に当たっては家庭や地域の果たす役割が大きいことを前提としつつも、核家族化や都市化の進行といった社会の変化やそれを背景とした家庭や地域の教育力の低下等を踏まえ、学校教育における体験活動の機会を確保し、充実することが求められている。

- このため、現在、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて行われている様々な体験活動の一層の充実を図ることが必要である。その際、体験活動をその場限りの活動で終わらせることなく、事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章でまとめたり、伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有し、広い認識につなげる必要がある。これらの活動は、国語をはじめとする言語の能力をはぐくむことにもつながるものである。

- また、体験活動についても、子どもたちの発達の段階に応じた充実が必要である。6.(4)で示したとおり、子どもたちの発達の段階として、個人差はあるものの一般的に見られる主な特徴については、例えば、
 - ・ 小学校においては、学年が上がるにつれて、自分のことも距離をもってとらえられるようになることから、自分と対象とのかかわりが新たな意味をもつ、
 - ・ 中学校になると、未熟ながらも大人に近い心身の力をもつようになり、大人の社会とかかわる中で、大人もそれぞれ自分の世界をもちつつ、社会で責任を果たしていることへの気付きへと広がっていく、
 - ・ 高校生になると、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、自分は大人の社会でどのように生きるかという課題に会う、

といったことが挙げられる。

○ このような発達段階のほか、親や教師以外の地域の大人などとの交流の場や自然体験の減少といった子どもたちを取り巻く状況の変化を踏まえれば、学校教育においては、

- ・ 自己が明確になり、自覚されるようになる小学校の時期においては、自然の偉大さや美しさに出会ったり、身近な学校の仲間とのかかわりを深めたりする自然の中での集団宿泊活動、
- ・ 大人が社会で責任を果たしていることに気付き、進路を自分の問題として考え始める中学校の時期においては、職場での体験を通して社会の在り方を垣間見ることにより勤労観・職業観をはぐくむ職場体験活動、
- ・ 自分と他者や社会との関係について考えを深める高等学校の時期においては、人に尽くしたり社会に役立つことのやりがいを感じることで、自分の将来展望や社会における自分の役割について考えを深めることが期待できる奉仕体験活動や就業体験活動、

をそれぞれ重点的に推進することが適当である。特に、職場体験活動や就業体験活動は、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものである。

○ このため、現在においても、学習指導要領上、小・中・高等学校の特別活動において「旅行(遠足)・集団宿泊的行事」や「勤労生産・奉仕的行事」を行うこととなっているが、今回の学習指導要領の改訂において、体験活動の重要性を一層明確にし、その内容に即して小・中・高等学校でそれぞれ重点的に行う体験活動について記述することが必要である。また、必要に応じ、各学校において体験活動を総合的な学習の時間に位置付けて充実を図ることができることを学習指導要領上明確にすることが求められる。

特に、これらの体験活動は、学期中や長期休業期間中に一定期間(例えば、1週間(5日間)程度)にわたって行うことにより、一層意義が深まるとともに、高い教育効果が期待されるものであり、学校や保護者等の負担を招かないよう、受け入れ先の確保、宿泊等に要する費用などについて、国や教育委員会等の支援・援助の充実を図る必要がある。また、教育委員会や学校において自然の家などの社会教育施設や関係団体、企業、自治会等との連携を日頃から図ることが必要である。

○ なお、これらの体験活動を総合的な学習の時間において行うに当たっては、体験活動を通して、どのような問題解決や探究的な活動を行うのか、目的やねらいを明確にし、総合的な学習の時間の趣旨等に沿ったものとする必要がある。その際、その効果として、学習指導要領上、特別活動(学校行事)として掲げられている旅行(遠足)・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事などと同様の成果が期待できることが考えられる。その場合には、総合的な学習の時間における体験活動をもって相当する特別活動に替えることができるといった弾力的な取扱いが必要である。